

# 本人・親族申立における「審判請求費用」の助成を申請される方

令和6年7月1日  
札幌市保健福祉局

## 1 審判請求費用の助成

### (1) 概要

家庭裁判所に後見開始、保佐開始又は補助開始の審判請求をされた方で、収入や資産等の状況から申立費用を負担することが困難と認められる方に対し、申立費用の全部又は一部を助成します。ただし、札幌市以外の市町村又は団体から助成を受けられる場合は、対象となりません。

### (2) 助成対象者

申立人である本人又は親族が負担する費用の全部又は一部について、申立人及び本人の双方（本人による審判請求の場合は、本人のみ。）が次の基準に該当し、かつ本人が札幌市内に居住している場合に対象となります。なお、申請できるのは申立人です。

- 1 生活保護を受給している方
- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付を受けている方
- 3 資産・収入等の状況から、第1号に準じると認められる方（※）

※「第1号に準じると認められる方」は、家庭裁判所による報酬付与の審判日において、下記のいずれかに該当する方となります。

(1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

(2) 下記ア～オのすべてを満たす者

ア 審判日を含む過去1年間の収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

イ 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

ウ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

エ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

オ 市町村民税非課税世帯であること。

その他、本人の福祉を図るために特別の事情があると高齢保健福祉部長または障がい保健福祉部長が認める場合。

### (3) 助成対象経費

助成の対象となるのは「審判請求費用」にかかる以下の経費となります。

ア 申立手数料

イ 登記手数料

ウ 郵便切手代(裁判所へ予納したのから未使用切手を除いたもの)

エ 診断書料

オ 鑑定料

カ 戸籍謄本など申立書の添付書類の取得費用(取得に係る、郵便切手代を含む)

※助成申請に係る以下(5)にある必要書類の取得費用や交通費は対象になりません。

### (4) 申請期間

審判が確定した日の翌日から起算して 90 日以内に、下記「2 申請窓口」へご提出ください。申請書が到達した日付が申請日となりますので、申請期間にご留意ください。

### (5) 審判請求費用助成の申請に必要な書類

※対象区分(1 ページに記載)により必要な提出書類が異なります。

※郵便切手代の申請を行わない場合は④の提出は不要です。

	提出書類	生活保護 受給者	中国残留邦人等 支離給受給者	生活保護に 準ずる方
①	申請書(様式3)	○	○	○
②	後見等開始の審判書謄本の写し	○	○	○
③	登記事項証明書の写し(審判確定日を確認できる資料)	○	○	○
④	審判後に裁判所から送付される未使用切手の返還書等(使用した切手額を確認できる資料)	○	○	○
⑤	生活保護受給証明書(後見開始の審判確定日時点での受給を確認できるもの) ※後見開始の審判確定日以降に取得してください	○	×	×
⑥	本人確認証の写し	×	○	×
⑦	世帯全員の収入額が判る書類(源泉徴収票、年金振込通知書、年金生活者支援給付金振込通知書、確定申告書等)の写し	×	×	○
⑧	世帯全員の通帳の写し ※通帳の表紙及び表紙をめくった見開き部分、及び報酬付与の審判日時点を含む直近1年間の出入金が確認できる箇所の写し	×	×	○
⑨	世帯全員の所得証明書又は市民税等課税証明書(非課税であることが確認できるもの)の写し	×	×	○

⑩	住民票の写し ※世帯員全員の記載があり、報酬付与の審判日以降に発行されたもの	×	×	○
⑪	資産・収入状況等申告書、資産・収入状況等申告に関する調査等の同意書（別紙）	×	×	○

※上記の他、個別の状況によって、判断に必要な書類の追加提出を求める場合があります。

※振込口座は、申請者（実際に申立に関する費用を負担し本助成を申請される方）の口座を指定してください。

## (6) 留意事項

○年度末頃の助成申請につきましては助成金の振込にお時間がかかる場合がございます。

以上については、令和6年7月1日から適用となります。

本市HPにて掲載しております、新様式にて申請してください。

## 2 申請窓口

審判請求費用の助成を申請される際は、下記へ郵送又は持参にてご提出ください。

申請窓口
社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会 自立支援課 成年後見推進係 〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目1-1 札幌市社会福祉総合センター3階 TEL 011-624-7268 FAX 011-624-6904

## 3 この事業全体に関する問い合わせ先

問い合わせ先
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所3階 被後見人等が65歳以上の場合 介護保険課 TEL 011-211-2547 被後見人等が65歳未満の場合 障がい福祉課 TEL 011-211-2936